

船橋市船橋駅南口地下駐車場管理規程

船 橋 市

目次

第1章 総則

第1条	趣旨	1
第2条	駐車場の名称	1
第3条	管理者の名称等	1

第2章 駐車場の供用

第4条	供用時間	1
第5条	入出庫の取扱時間	1
第6条	駐車できる自動車	1
第7条	駐車場への入出庫	1
第8条	駐車場内の通行	2
第9条	遵守事項	2
第10条	立入禁止	2
第11条	駐車拒否	2
第12条	出庫拒否	3
第13条	事故に対する措置	3
第14条	使用の制限	3

第3章 使用料等

第15条	使用料	3
第16条	定期駐車申請等	3
第17条	変更申請	4
第18条	許可の取消し	4
第19条	定期駐車廃止	4
第20条	駐車時間	5
第21条	領収書の発行	5
第22条	使用料の徴収方法	5
第23条	使用料の減免	5
第24条	使用料の不還付	6
第25条	駐車券の紛失等	6

第4章 保管責任及び損害賠償

第26条	駐車車両の保管責任	-----	7
第27条	駐車車両の損害賠償	-----	7
第28条	車両の積載物又は取付物等に関する免責	-----	7
第29条	車両又は使用者の損害に関する免責	-----	7
第30条	使用者に対する損害賠償の請求	-----	7
第5章	補則		
第31条	補則	-----	7
別表第1		-----	8
第1号様式		-----	9
第2号様式		-----	10
第3号様式		-----	11
第4号様式		-----	12
第5号様式		-----	13
第6号様式		-----	14
第7号様式		-----	15
第8号様式		-----	16
第9号様式		-----	17

船橋市船橋駅南口地下駐車場管理規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第13条の規定に基づき、船橋市船橋駅南口地下駐車場の管理に関し、必要な事項を定める。

(駐車場の名称)

第2条 駐車場の名称は、船橋市船橋駅南口地下駐車場という。

(管理者の名称等)

第3条 船橋市船橋駅南口地下駐車場（以下「駐車場」という。）の管理者（以下「管理者」という。）の名称及び所在地並びに代表者氏名及び住所は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 船橋市
- (2) 所 在 地 船橋市湊町2丁目10番25号
- (3) 代 表 者 船橋市長
- (4) 代表者住所 船橋市湊町2丁目10番25号

第2章 駐車場の供用

(供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。

(入出庫の取扱時間)

第5条 駐車場への入出庫の取扱時間については、午前8時から午後12時までとする。ただし、管理者は、管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(駐車できる自動車)

第6条 駐車場に駐車することができる自動車は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる普通自動車のうち長さ5.05メートル、幅1.85メートル、高さ2.05メートルをそれぞれ超えないもの
- (2) 省令別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車及び三輪自動車以外のもの

(駐車場への入出庫)

第7条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、自動車を駐車場に入庫させる際に、駐車券の交付を受けなければならない。ただし、定期駐車の場合は、この限り

でない。

2 使用者は、駐車場から自動車を出庫させる際に、前項の交付を受けた駐車券を提出しなければならない。

(駐車場内の通行)

第8条 使用者は、駐車場内(車路を含む。以下同じ。)の車両通行については、道路交通法令の定めるところによるほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 標識等の表示又は係員の指示に従うこと。
- (2) 速度は、時速8キロメートルを超えないこと。
- (3) 追越しないこと。
- (4) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (5) 警笛をみだりに使用する等のことなく静かに運転すること。

(遵守事項)

第9条 使用者は駐車場を使用するにあたり、係員の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外では飲食、喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (2) 空缶、紙屑等を所定の場所以外には捨てないこと。
- (3) 料金所等にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 駐車場内において宿泊しないこと。
- (5) 駐車場内の施設、器物又は他の車両及びその積載物若しくは取付物に損傷が生ずる等の事故が発生したときは、直ちに係員に届けること。
- (6) 駐車中は、エンジンを必ず停止し、車両を離れるときには、窓を閉じ、ドア及びトランクには施錠して貴重品等の盗難防止を図ること。
- (7) 駐車場内においては、営業行為及び演説、募金、宣伝、署名活動その他の行為をしないこと。

(立入禁止)

第10条 駐車場に駐車する自動車の運転者、同乗者、乗客その他用務のあるもの以外の者は、駐車場内に立入りしてはならない。

(駐車の拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車になった場合は、駐車券の発行を停止するほか、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否し、又は車両を退出することができ

る。

- (1) 発火性、爆発性、又は引火性のある危険物を積載し、又は取付けているとき。
- (2) 駐車場内の施設、器物又は他の車両及びその積載物若しくは取付物を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (3) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (4) 他の車両の駐車を妨げるおそれがあるとき。
- (5) その他の駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(出庫の拒否)

第12条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 使用者が正当な理由がないのに駐車券を返納しないとき。
- (2) 使用者が出庫するにあたり、使用料を納付しないとき又は回数券を提出しないとき若しくは定期券を提示しないとき。
- (3) 第13条に規定する措置をとるために必要があるとき。

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場内において事故が発生し、又は発生する恐れがあるときは、車両の通行止等速やかに必要な措置をとるものとする。

(使用の制限)

第14条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を制限することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他管理上支障があると認めるとき。

第3章 使用料等

(使用料)

第15条 駐車場を使用する者は、別表第1に規定する使用料を納付しなければならない。

(定期駐車の申請等)

第16条 駐車場を使用しようとする者(定期駐車に限る。)は、船橋市船橋駅南口地下

駐車場定期駐車使用許可申請書（第1号様式）により、管理者に申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、使用の可否を決定し、その旨を船橋市船橋駅南口地下駐車場定期駐車使用許可可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知する。
- 3 管理者は、前項の規定により使用の許可を受けた者（以下「定期使用者」という。）に定期駐車券（以下「定期券」という。）及び定期駐車証を交付する。
- 4 定期駐車の使用期間は、当該許可の開始月から、当該月が属する年度の末日までを限度とする。

（変更申請）

第17条 定期使用者は、船橋市船橋駅南口地下駐車場定期駐車使用許可申請書に記載した事項を変更しようとするときは、船橋市船橋駅南口地下駐車場定期駐車使用許可変更申請書（第3号様式）により、管理者に申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、その旨を船橋市船橋駅南口地下駐車場定期駐車使用許可変更可否決定通知書（第4号様式）により当該申請をした者に通知する。

（許可の取消し）

第18条 管理者は、定期使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 2月以上継続して使用料を納付しないとき。
- (3) この規程に違反したとき。
- (4) その他管理者が特に必要があると認めるとき。

- 2 管理者は、前項の規定により許可を取り消すときは、船橋市船橋駅南口地下駐車場定期駐車使用許可取消通知書（第5号様式）により、定期使用者に通知する。

（定期駐車廃止）

第19条 定期使用者は、定期駐車での使用を廃止しようとするときは、船橋市船橋駅南口地下駐車場定期駐車使用廃止届（第6号様式）により、管理者に届け出なければならない。

（駐車時間）

第20条 駐車時間を算出するための駐車時間は、駐車券に記入された入庫から出庫までの時間とする。ただし、定期駐車の場合は、この限りでない。

(領収証の発行)

第21条 使用料を徴収したときは、領収証を納入者に交付しなければならない。ただし、料金計算機によりレシートを発行する場合はこの限りでない。

(使用料の徴収方法)

第22条 使用料は、使用者から自動車等を出庫させるときに徴収する。ただし、定期駐車及び回数券に係る使用料にあつては、管理者が別に定める。

(使用料の減免)

第23条 管理者は、次に掲げる自動車が駐車するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 駐車場の附近において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車
- (3) 駐車場に係る火災予防のための立入検査又は電気、ガス、水道、通信等の工事、点検等の用に供する自動車
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者その他これに準ずる者として管理者が認める者が運転し、又は同乗する自動車
- (5) その他管理者が必要があると認める自動車

2 前項第1号から第3号まで及び第5号に該当する自動車が駐車するときは、使用料を免除する。

3 第1項第4号に該当する自動車が駐車するときは、駐車開始時刻から引き続き1時間を経過する時間までの使用料を免除する。

4 第1項第3号及び第5号の規定により使用料の免除を受けようとする者は、船橋市船橋駅南口地下駐車場使用料減免申請書（第7号様式）に必要な書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

5 第3項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、第22条の規定により使用料を納付する前に第1項第4号に規定する者であることを証する書類等を管理者に

提示しなければならない。この場合において、定期駐車に係る使用料の免除を受けようとする者については、前項の規定を準用する。

(使用料の不還付)

第24条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、定期駐車については、定期使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を還付することができる。

- (1) 駐車場の供用の休止により使用の制限を受けたとき。
- (2) 第19条の規定により届け出た場合において、許可期間の残余月数が1月以上あるとき。
- (3) 許可期間の初日前に第19条の規定により届け出たとき。

2 前項第1号の場合においては、既に納付された定期駐車の使用料に係る日数のうち当該供用の休止により使用の制限を受けた日数を30で除して得た数に、別表第1に定める定期駐車に係る金額を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を還付することができる。

3 第1項第2号の場合においては、既に納付された定期駐車に係る使用料の額から、許可期間の初日の属する月から第19条の規定により届出のなされた廃止年月日の属する月までの使用料を減じた額を還付することができる。

4 第1項第3号の場合においては、既に納付された定期駐車に係る使用料の額を還付することができる。

(駐車券の紛失等)

第25条 使用者が普通駐車又は泊駐車に係る駐車券を紛失し、又は損傷したときは、管理者が別に定める方法により自動車を入庫させた時刻等の確認ができる場合を除き、船橋市船橋駅南口地下駐車場駐車券紛失等届（第8号様式）により、管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る自動車を出庫させるものとし、同項の確認ができたときは当該確認に係る自動車を出庫させるものとする。

3 定期使用者は、許可期間の終期に達する前の（許可期間の残存する）定期券又は定期駐車証を紛失し、又は損傷した場合において定期券又は定期駐車証の再交付を受けようとするときは、船橋市船橋駅南口地下駐車場定期駐車券等再交付申請書（第9号様式）により、管理者に申請しなければならない。

第4章 保管責任及び損害賠償

(駐車車両の保管責任)

第26条 管理者は、駐車する車両の保管責任を負うものとする。

(駐車車両の損害賠償)

第27条 管理者は、その責に帰すべき理由により車両を損傷又は滅失したときは、その車両の時価、損害の程度等を勘案してその損害を賠償するものとする。

(車両の積載物又は取付物等に関する免責)

第28条 管理者は、駐車車両の積載物又は取付物及び車両内に留置された物品等に関する損害については、一切賠償責任を負わない。

(車両又は使用者の損害に関する免責)

第29条 管理者は、次に掲げるものによって生じた車両又は利用者の損害については、賠償責任を負わない。

- (1) 天災、地変、浸水その他不可抗力による事故
- (2) 車両又はその積載物及び取付物の瑕疵及び積載物若しくは取付物の性質による事故
- (3) 駐車場内における衝突、接触その他の事故
- (4) 第13条の規定による措置によるもの

(使用者に対する損害賠償の請求)

第30条 管理者は、使用者の責に帰すべき理由により損害を受けたときには、その使用者に対して損害賠償を請求するものとする。

第5章 補則

(補則)

第31条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

自動車

区分	単位	金額
普通駐車	30分までごとにつき1台	170円
泊駐車	夜間につき1台	1,980円
定期駐車	全日1月につき1台	35,200円
	夜間1月につき1台	19,800円
回数券	30分普通駐車券11枚	1,700円
	60分普通駐車券11枚	3,400円
	120分普通駐車券11枚	6,800円

備考

- 1 全日とは、午前零時から午後12時までをいう。
- 2 夜間とは、午後7時から翌日の午前8時30分までをいう。
- 3 泊駐車については、規則で定める入出庫取扱終了時間以前に出庫するときは、普通駐車とする。

第1号様式

船橋市船橋駅南口地下駐車場定期駐車使用許可申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

氏 名

電話番号

船橋駅南口地下駐車場を使用したいので、次のとおり申請します。

自動車

車 名	
乗用・貨物用の別	
車 両 番 号	
自 動 車 の 長 さ	
自 動 車 の 幅	
自 動 車 の 高 さ	
使 用 区 分	
自動車所有者の住所、 氏名及び電話番号	
使 用 期 間	

第2号様式

船橋市船橋駅南口地下駐車場定期駐車使用許可可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

船橋駅南口地下駐車場の使用について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 許可する。

許可期間 年 月 日 から
年 月 日 まで

自動車

整 理 番 号	
車 名	
車 両 番 号	

2 許可しない。

理由

第3号様式

船橋市船橋駅南口地下駐車場定期駐車使用許可変更申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

氏 名

電話番号

申請事項を変更したいので、次のとおり申請します。

自動車

車 名	
乗用・貨物用の別	
車 両 番 号	
自 動 車 の 長 さ	
自 動 車 の 幅	
自 動 車 の 高 さ	
使 用 区 分	
自動車所有者の住所、 氏名及び電話番号	

備考

変更する事項だけを記入すること。

第4号様式

船橋市船橋駅南口地下駐車場定期駐車使用許可変更可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあった事項について、下記とおり決定したの
で通知します。

記

- 1 許可する。
- 2 許可しない。

理由

第5号様式

船橋市船橋駅南口地下駐車場定期駐車使用許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



下記のとおり定期駐車の使用の許可を取り消すので通知します。

記

1 取消年月日

自動車

整 理 番 号	
許 可 年 月 日	
車 名	
車 両 番 号	

備考 定期駐車券及び定期駐車証を返納すること。

2 取消理由

第6号様式

船橋市船橋駅南口地下駐車場定期駐車使用廃止届

年 月 日

船橋市長

あて

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり定期駐車の使用を廃止したいので届け出ます。

廃止年月日

自動車

整 理 番 号	
許 可 年 月 日	
使用料を納めた期間	
車 名	
車 両 番 号	

第7号様式

船橋市船橋駅南口地下駐車場使用料減免申請書

年 月 日

船橋市長

あて

住 所

氏 名

電話番号

使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 使用料の種別
- 2 使用料の額
- 3 減免申請額
- 4 理由

第8号様式

船橋市船橋駅南口地下駐車場駐車券紛失等届

年 月 日

船橋市長

あて

住 所

氏 名

電話番号

駐車券を紛失・損傷したので、次のとおり届け出ます。

自動車

車 名	
車 両 番 号	
入出庫した年月日及び時刻	
使 用 料	

第9号様式

船橋市船橋駅南口地下駐車場定期駐車券等再交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

氏 名

電話番号

定期駐車券・定期駐車証を紛失・損傷したので、定期駐車券・定期駐車証の再交付について、次のとおり申請します。

自動車

整 理 番 号	
車 両 番 号	
使 用 区 分	
再 交 付 の 理 由	
自動車所有者の住所、氏名 及 び 電 話 番 号	